

宮城県ものづくり中小企業

省エネルギー設備投資促進支援事業費補助金

宮城県では、県内ものづくり中小企業が原油価格高騰等に伴う物価上昇に対応していくため、性能の優れた省エネルギー設備等の導入により、需要側の燃料・電力の消費抑制を促し、更なるエネルギーコストの削減に向けた取組の支援を目的として、省エネルギー設備等への更新に要する経費の一部を補助します。

【 補助金の概要 】

1 対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次の要件を全て満たす事業者

- 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者
- 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点を有する者
- 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者

イ 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者

ロ 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者

ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者

2 対象事業及び対象経費

交付対象事業は下表に定める補助対象設備を更新し、更なる省エネルギー化を図る事業とする。

区分	補助対象設備
ユーティリティ設備	高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、調光制御設備
生産設備	工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン

交付対象経費は下表とする。

補助対象経費	内容
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置等の購入、据え付け、既存設備の撤去等に要する経費
工事費	事業に直接必要な配管、配電等の工事に関する経費
その他経費	事業に直接必要なその他の経費

3 補助率・補助限度額

区分	補助率	補助上限額	補助下限額
ユーティリティ設備	1/2以内	30,000千円	3,000千円
生産設備	2/3以内		

4 募集期間

令和4年7月15日(金)から令和4年8月19日(金)までに郵送または持参

- 募集期間内に交付要綱に定める交付申請書と関係書類を提出願います。
- 応募についての詳細は、宮城県新産業振興課のホームページ（交付要綱等）でご確認ください（下記）。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/monozukuri-shouenesetsubi.html> ※裏面あり※

5 必要書類

補助金交付申請に関する添付書類	(1)補助金交付申請書(様式第1号)※1 (2)事業計画書(様式第1号別紙1)※1, ※2 (3)導入する設備のカタログ又は諸元表 (4)補助事業実施予定場所の位置図, 外観写真(既存設備を含む。) (5)導入設備の配置図 (6)見積書(設計費, 設備費, 工事費, その他経費に関する見積書) (7)直近3か年の決算書類 (8)暴力団排除に関する誓約書, 役員名簿 (9)県税納税証明書(発行から3か月以内で, 全ての県税に未納がないこと) (10)登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行から3か月以内) (11)会社案内のパンフレット等 (12)その他知事が特に必要と認めるもの
-----------------	--

※1 (1)及び(2)は, 電子データでも提出願います。

※2 事業計画書には, 省エネルギー効果(省エネルギー量, 省エネルギー率等)の計算資料を添付してください。

6 注意事項

- (1) 提出いただいた申請書類一式について, 審査会において内容等を審査し, 補助金の交付対象者を決定します。
- (2) 交付申請する金額に千円未満の端数がある場合は, 切り捨てることとします。
- (3) 補助事業の着手は, 原則として補助金の交付決定後となりますが, やむを得ない事由により, 当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは, あらかじめ「交付決定前着手届」により, 届け出る必要があります。その場合, 交付決定がなされなかったり, 交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しないことがあります。
- (4) 令和5年2月28日までに完了する事業が補助対象です。
- (5) 交付決定後, 事業の縮小等で補助金交付額が下限の300万円を下回った場合, 対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので, 経費の取扱には十分留意してください。
- (6) 対象となる補助事業について, 国や都道府県, 市町村等から補助金等の交付を受ける場合は, 本補助金へ申請することはできません。
- (7) 以下の事業者は, 交付申請することができません。
 - イ 補助金の交付対象となる事業について, 他の補助金を受ける場合
 - ロ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
 - ハ 県税に未納がある者

<お問い合わせ> 宮城県 経済商工観光部 新産業振興課 担当: 高度電子機械産業振興班
TEL 022-211-2715 FAX 022-211-2729 E-mail: shinsank@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>)